



## ポルトガルの水道水に対する欧州委員会の最終警告について

### (はじめに)

EU (欧州連合 : The European Union) は、1998年11月3日、「人の消費に向けた水の質に関する指令 (Council Directive 98/83/EC of 3 November 1998 on the quality of water intended for human consumption)」、いわゆる「飲料水指令 (The Drinking Water Directive)」を定めており、EU加盟各国は当該指令を国内法制化しているところです。

一方、EU加盟各国の飲料水指令に基づく取り組みの中で、ポルトガルはその飲料水の多くが依然として不安全であるとして、2008年11月27日、欧州委員会 (The European Commission) はポルトガルに対して最終警告を行いました。以下に、その概要を紹介することとします。

### (出典)

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/08/1804&type=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

### (参考) 欧州連合 (EU) 及び欧州委員会 (The European Commission) などについて

#### 1. 欧州連合の概要

経済的な統合を中心に発展してきた欧州共同体 (EC) を基礎に、経済通貨統合を進めるとともに、欧州連合条約に従い、共通外交・安全保障政策、司法・内務協力等のより幅広い協力をも目指す政治・経済統合体。

#### 2. 加盟国 27 か国 (ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国)

#### 3. 欧州理事会 (The European Council、政治レベルの最高協議機関)

EU 各国首脳及び欧州委員会委員長により構成 (理事会議長国首脳が議長を務め通常年 4 回開催)。欧州連合の発展に必要な原動力を与え一般的政治指針を策定する。共通外交安全保障政策の共通戦略を決定。議長国は半年交替の輪番制。

#### 4. EU 理事会 (The Council of the European Union、決定機関)

EU 各国の閣僚級代表により構成される EU の主たる決定機関 (総務・対外関係理事会、経済・蔵相理事会等分野毎に開催される)。議長国は欧州理事会と同様。

#### 5. 欧州委員会 (The European Commission、執行機関)

加盟国の合意に基づき欧州議会の承認を受けた委員で構成 (各国 1 名の計 27 名、任期 5 年)。省庁に相当する「総局 (Directorate-General : DG)」にわかれ、政策、法案を提案、EU 諸規則の適用を監督、理事会決定等を執行 (共同体事項につき対外的に EU を代表)。

(出典) 外務省HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html>

## 1. ポルトガルに対する最終警告の概要

(ブリュッセル、2008年11月27日)

欧州委員会は、飲料水に関する欧州司法裁判所の2005年裁定に従っていないとして、ポルトガルに対して最終書面警告を送付した。欧州委員会は、もしポルトガルが迅速に従わなければ、裁判所に対して罰金を科することを求める権限を有している。欧州基準が発効して以来約8年、そして裁判所の裁定から3年、ポルトガルの多くの地域における飲料水は依然として人の消費において安全ではない。

欧州委員会環境担当委員の Stavros Dimas 氏は「かなりの時間が経過しているにもかかわらず、ポルトガルは依然として国を通じて水道水が安全であるとは保証できないでいる。これは、人の健康に対して、迅速に改善されなければならない脅威を与えている。もし、改善がなされなければ、違反が続く日々に応じてポルトガルに罰金を科するよう、欧州裁判所に要求することを検討することとなる。」と述べた。

(参考1-1) 欧州司法裁判所について

[http://www.deljpn.ec.europa.eu/union/showpage\\_jp\\_union.institutions.institutions05.php](http://www.deljpn.ec.europa.eu/union/showpage_jp_union.institutions.institutions05.php)

(参考1-2) 欧州基準 (EU飲料水指令) について

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:1998:330:0032:0054:EN:PDF>

(参考1-3) 欧州委員会環境担当委員の Stavros Dimas氏について

[http://www.deljpn.ec.europa.eu/union/showpage\\_jp\\_union.institutions.2.dimas.php](http://www.deljpn.ec.europa.eu/union/showpage_jp_union.institutions.2.dimas.php)

(参考1-4) THE WATER LOSSES IN PORTUGAL

<http://www.epal.pt/epal/pdfs/EPALBritishWaterSeminarOct2007/06%20Jaime%20Melo%20Baptista%20RAR.pdf>

(参考1-5) Combating Non-Revenue Water EPAL case study

<http://www.epal.pt/epal/pdfs/EPALBritishWaterSeminarOct2007/01%20Andrew%20Donnelly%20EPAL%20English.pdf>

## 2. 最終書面警告について

最終警告は、(EC) 条約第 228 条に基づき送付されている。第 228 条は、2回の書面による警告の送付の後、(欧州)委員会に対して、過去の (EC) 裁判所の採決に十分に従っていない加盟国に対して制裁金を課すよう EC 裁判所に要請する権限を与えている。

1998 年飲料水指令は、微生物や化学物質の許容濃度について厳格な限度値を設定することにより、全ての飲料水が安全であることを保証することを目的としている。飲料水は、基準に適合していることを保証するために定期的にモニタリングしなければならない。加盟国は、2000年12月25日までに (1998 年飲料水) 指令を国内法化することが求められていた。

(欧州)委員会が提訴した訴訟事件において、2005年、欧州裁判所は「ポルトガルは、要求事項のうちの7項目、すなわち、糞便性大腸菌群、大腸菌群、糞便性連鎖球菌、亜硫酸塩還元クロストリジア、アルミニウム、鉄及びマンガンに関して基準を達成していないことから、ポルトガルの飲料水は指令に違反している。」と判決を下した。

判決後、ポルトガル当局は、水のコントロールシステムを管理するための単一の組織の設立、配水網における水質管理及び水の消毒のための措置、そして、インフラの近代化を含め、問題に取り組むために数多くの方策を講じてきた。

しかしながら、これらの方策のうちのいくつかは実施に遅れがあり、水インフラプロジェクトは2013年以前に終了することは期待できない。一方、最近のモニタリング報告によれば、ポルトガルの多くの地域の飲料水は、裁判所の判決において設定された微生物学的制限値に依然として適合していないことが示されている。

この不十分な状況に照らし、(欧州) 委員会は法的措置をとることを決定した。ポルトガルには、最終警告への対応のために2か月間が与えられている。

(参考 2-1) EC 条約第 228 条

EC 裁判所が、ある加盟国は EC 条約上の義務に違反しているという判決を下す場合には、同加盟国は、それに従い、条約違反状態を除去しなければならない(第 228 条第 1 項)。しかし、同加盟国はこのような措置を講じていないと委員会が判断する場合には、委員会は、同加盟国に意見を求める(第 2 項)。また、委員会は、ある一定の期間内に、適切な措置をとるよう、加盟国に要請しうが、加盟国がこれに従わない場合は、委員会は(再び) EC 裁判所に訴えを提起しう。その際、委員会は、制裁金等の額を定めることができる(第 3 項)。その後、EC 裁判所が、同加盟国は、EC 裁判所の判決に従っていないと判断するときは、同加盟国に制裁金を課すことができる(第 4 項)。これに対し、個人に対しては、委員会は自ら制裁を科すことができる。

(出典)<http://eu-info.jp/r/com.html#4>

(参考 2-2) 1998 年飲料水指令

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:1998:330:0032:0054:EN:PDF>

(文責) センター常務理事兼技監 安藤 茂

---

配信先変更のご連絡等について

「JWRC 水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記まで E-メールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財) 水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : [jwrchot@jwrc-net.or.jp](mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp)

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。